

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）
 第四条 軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正す。

第十二条第四号中「自動車予備検査証及び限定自動車検査証」を「自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書」と改め、同条第六号中「軽自動車検査記録簿の記載」を「軽自動車検査ファイルの記録」と改め、（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）
 第五条 自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正す。

第五条の二第一項第一号中「抹消登録を受け、若しくは同条第三項の規定により抹消登録のあつた旨の通知を受けた場合（同条第一項第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）又は同法第十六条第一項の規定により抹消登録を受けた場合」を「永久抹消登録を受け、若しくは同条第五項の規定により永久抹消登録のあつた旨の通知を受けた場合（同条第一項第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）同法第十五条の二第二項の規定により輸出抹消登録を受けた場合又は同法第十六条第二項の規定により一時抹消登録を受けた場合」と改め、（指定自動車整備事業規則の一部改正）
 第六条 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正す。
 第七条第二項中「法第十六条第一項の申請に基づき抹消登録」を「一時抹消登録」と改め、別表第二第一号中「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」と改め、

附則
 （施行期日）
 第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条本文の規定の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

（経過措置）
 第二条 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則第十三号様式による自動車予備検査証及び第十三号様式の二による限定自動車検査証並びにこの省令による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による抹消登録証明書及び第十七号様式による自動車検査証返納証明書は、それぞれこの省令による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十一号様式、第十二号様式、第十三号様式及び第二十号様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前の道路運送車両法施行規則第十号様式による申請書並びにこの省令による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第一号様式による申請書、第四号様式による請求書及び専用第四号様式による申請書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することが出来る。
 （道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（昭和四十八年運輸省令第三十二号）を廃止す。）
 第三条 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（昭和四十八年運輸省令第三十二号）を廃止す。

2 この省令の施行前に交付したこの省令による廃止前の道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令第七号様式の三による限定自動車検査証は、この省令による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式によるものとみなす。
 3 この省令による廃止前の道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令第一号様式から第六号様式まで及び専用第一号様式から専用第三号様式並びにこの申請書は、当分の間、なおこれを使用することが出来る。

公 告

標 榜 既

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成 16 年 8 月 17 日

東北地方整備局長 馬場 直俊

- 1 処分をした年月日 平成16年 8月 3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社梅津組 比田井貞雄 山形県長井市高野町 1-4-15 国土交通大臣許可（特-15）第11971号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島の区域内における土木工事業に關する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事業であつて補助金等の交付を受けているもの

(注 1) 「土木工事業に關する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事業として請け負つた建設工事業の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注 2) 「公共工事業」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する発注者が発注者である建設工事をいう。

(注 3) 「民間工事業」とは、上記（注 2）以外の建設工事をいう。
 (注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

- (2) 期間 平成16年 8月 18日から平成16年 9月 1日までの15日間

4 処分の原因となつた事実 同社は、東北地方建設局山形工事業務所（現 東北地方整備局山形河川国道事務所）が発注した「歌丸護岸工事」において、一次下請業者から一括して建設工事を請け負つたものである。
 このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

除 権 判 決

次の申立人の申立てによつて別紙目録表示の証書について公示催告をしたところ、定められた公示催告期日までに権利を届け出、かつ、証書を提出する者がなかつたので、申立人の申立てに基づいて前記の証書の無効を宣言する。
 平成 15 年（へ）第 2 号

北九州市小倉北区東嶺崎 1 丁目 3 番 12 号

申立人 高来産業株式会社

代表者代表取締役 高柳 昌起

公示催告期日 平成16年 7月 8日 午前11時

平成16年 7月 8日 長門簡易裁判所

(別紙) 目 録

為替手形 1通

手形番号 B 2 94464

金額 553,276円

支払人 岡田水産株式会社

支払期日 平成15年12月 3日

支払地 山口県大津郡油谷町

支払場所 株式会社山口銀行油谷支店

振出日 平成15年 9月 20日

振出地 山口県大津郡油谷町

振出人 岡田水産株式会社

引受人 岡田水産株式会社

受取人 申立人

最終所持人 申立人

平成 15 年（へ）第 1 6 号

東京都港区芝公園 1 丁目 7 番 13 号

申立人 昭光通商株式会社

代表者代表取締役 松原 博

代理人 小林 稔

公示催告期日 平成16年 7月 14日 午後 1時 20分

平成16年 7月 14日 松戸簡易裁判所